

子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）表彰要項

平成21年11月24日
文部科学大臣決定
平成28年10月7日
一部改正

1 趣 旨

この要項は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである読書活動の一層の推進に資するため、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている学校・図書館・団体及び個人（以下「学校等」という。）に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

表彰は、次に該当するもののうち、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められる学校等に対して行うものとする。

〔学 校〕

各都道府県の域内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校

〔図 書 館〕

各都道府県の域内に所在する図書館法第2条に規定する公立、私立の図書館

〔団体(個人)〕

各都道府県の域内に主たる事務所が所在する団体又は各都道府県の域内に住所を有する個人

3 推薦基準

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定める推薦基準により被表彰候補学校等の推薦を行うものとする。

〔学 校〕

域内において、子供の読書、学校図書館の活用、図書館等との連携など読書を推進する近年の活動が顕著に優秀と認められること。

〔図 書 館〕

域内において、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。

〔団体(個人)〕

域内において、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。

[共通事項]

過去10年以内に本要項に基づく文部科学大臣表彰(廃止された読書活動優秀実践校表彰実施要項、及び子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)表彰要項に基づく文部科学大臣表彰を含む。)を受けたことのある学校等又はこれに類する文部科学大臣(又は文部大臣)表彰を受けたことのある学校等を除く。

4 推薦手続き

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定めるところにより文部科学大臣に推薦を行うものとする。

なお、推薦に際しては別紙「優秀実践校、優秀図書館及び団体(個人)表彰推薦書」を作成し、文部科学省に提出するものとする。

[学 校]

推薦基準を満たす域内に所在する国立、公立及び私立の学校の中から3校を限度として推薦する。この場合、都道府県教育委員会は、国立学校及び私立学校については、附属学校を置く国立大学長及び都道府県知事に推薦を求めることができる。

[図 書 館]

推薦基準を満たす域内に所在する図書館のうち、選考のうえ原則として1館(ただし、社会教育調査において図書館数が100館を超える道府県にあつては2館以内、300館を超える東京都にあつては4館以内)を推薦する。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

[団体(個人)]

推薦基準を満たす域内に主たる事務所が所在する団体又は域内に住所地を有する個人のうち、選考のうえ原則として1団体(人)(ただし、人口500万人を超える道県にあつては2団体(人)以内、人口750万人を超える府県にあつては3団体(人)以内、東京都にあつては4団体(人)以内)を推薦する。この場合、都道府県又は都道府県教育委員会は、読書活動の推進を図る団体等に推薦を求めることができる。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

5 被表彰学校等の審査及び決定

本要項4により推薦された学校等について、学識経験者の意見を聞いて審査を行い、文部科学大臣が被表彰学校等を決定する。

なお、被表彰校等の数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校については、140校程度(各都道府県3校)とする。
- (2) 図書館については、原則56館以内とする。
- (3) 団体又は個人については、原則60団体(人)以内とする。

6 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

7 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰候補学校等に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰学校等において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

附 則

- 1 この決定は、平成21年11月24日から実施し、平成22年度の表彰から適用する。
- 2 読書活動優秀実践校表彰実施要項（平成13年5月8日文部科学大臣決定）は、廃止する。
- 3 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）表彰要項（平成14年2月28日文部科学大臣決定）は、廃止する。
- 4 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）推薦要領（平成14年2月28日スポーツ・青少年局長決定、生涯学習政策局長決定）は、廃止する。

附 則

この決定は、平成28年10月7日から実施し、平成29年度の表彰から適用する。